

別表 2 福祉用具が必要となる主な事例内容（概略）

事例類型	必要となる福祉用具	事例内容（概略）
Ⅰ 状態の変化 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によってまたは時間帯によって、頻繁に厚生労働大臣が定める者のイに該当する者	・特殊寝台 ・床ずれ防止用具・体位変換器 ・移動用リフト	パーキンソン病で、内服加療中に急激な症状・症候の軽快・憎悪を起こす現象（ON・OFF 現象）が頻繁に起き、日によって、告示で定める福祉用具が必要な状態となる。
	・特殊寝台 ・床ずれ防止用具・体位変換器 ・移動用リフト	重度の関節リウマチで、関節のこわばりが朝方に強くなり、時間帯によって、告示で定める福祉用具が必要な状態となる。
Ⅱ 急性増悪 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに厚生労働大臣が定める者のイに該当する者	・特殊寝台 ・床ずれ防止用具・体位変換器 ・移動用リフト	末期がんで認定調査時是何とか自立していても、急激に状態が悪化し、短期間で告示で定める福祉用具が必要な状態となる。
Ⅲ 医師禁忌 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性または症状の重篤化の回避等医学的判断から厚生労働大臣が定める者のイに該当する者	・特殊寝台	重度の喘息発作で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、呼吸不全の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	・特殊寝台	重度の心疾患で、特殊寝台の利用により、急激な動きをとらないようにし、心不全発作の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	・特殊寝台	重度の逆流性食道炎（嚥下障害）で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、誤嚥性肺炎の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	・床ずれ防止用具・体位変換器	脊髄損傷による下半身麻痺で、床ずれ発生リスクが高く、床ずれ防止用具の利用により、床ずれの危険性を回避する必要がある。床ずれ防止用具の必要性を医師からも指示されている。
	・移動用リフト	人工股関節の術後で、移動用リフトにより、立ち座りの際の脱臼の危険性を回避する必要がある。移動用リフトの必要性を医師からも指示されている。

※平成 19 年 3 月 14 日厚生労働省「地域包括支援センター・介護予防事業担当者会議資料」より抜粋

※別表 2 の主な事例内容は、福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像に該当する可能性があるものを例示したにすぎず、例示されていない疾病名でも給付の対象となることがあります。また、逆に例示されている疾病名であっても、必ずしも福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像に該当するとは限りません。